

伺	学 長	副学長	学生部長	事務長	学生支援課長	学生委員	クラス顧問
承 不 承 認							

自家用車通学許可願（臨時）

令和 年 月 日

岩国短期大学長 様

幼児教育科 年

学生番号 男・女

氏名 印

下記により、自家用車で通学いたしたく保護者同意書添付のうえ願ひ出ますので、ご許可くださるよう願ひいたします。

記

1 現住所

〒 —

Tel — — 携帯電話 — —

2 自動車通学を必要とする理由

.....

.....

3 車種・ナンバー等

メーカー		車種		色	
------	--	----	--	---	--

ナンバー	地名	分類番号	ひらがな	ナンバー

※ 分類番号およびナンバーの数字は、右詰めで記入すること

4 免許証番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5 通学期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

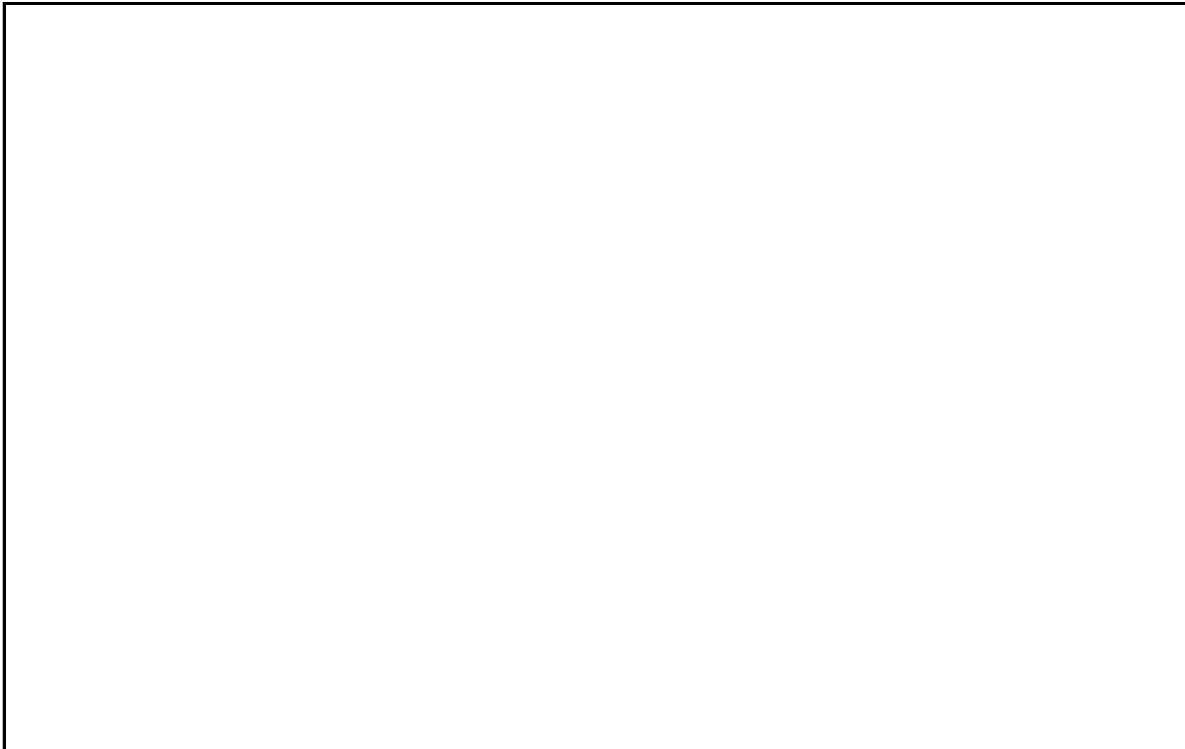
(期限は、学校が指定する日まで)

6 添付書類

- ・自宅から本学までの自動車通学路図
- ・任意保険証のコピー
- ・誓約書・保証書

通学路略図

(自宅から本学までの自動車通学路について記入)



自家用車通学に関する留意事項

- ★ 自動車通学にあたっては、とくに下記事項に留意すること。違反した場合には、自動車通学の許可が取り消される。
- 1 道路交通法に定められた交通規則を遵守するとともに、交通安全には万全の注意を払うこと。
とくに高水学園敷地内では徐行運転に努め、歩行者や対向車等に気をつけること。
- 2 万一の事故に備え、自動車保険(任意)に必ず加入すること。
- 3 事故に遭遇したときには、道路交通法の規定にしたがって負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、直ちに警察官に連絡すること。あわせて、保護者と本学(クラス担当者)にも連絡すること。
- 4 自家用車で登校した場合、事務室に申し出ること。
- 5 他人を同乗させたり許可されている者以外に車を貸与しないこと。
- 6 許可された期間外に、自動車通学をしないこと。
- 7 所定された場所以外に駐車しないこと。
- 8 自家用車での登校は申請日のみになります。申請日以外の乗り入れは懲戒の対象となります。
- 9 駐車は中段に行ってください。

伺	学 長	副学長	学生部長	事務長	学生支援課長	学生委員	クラス顧問
承 不 承 認							

自家用車通学許可願

記入例

2019年 4 月 3 日

岩国短期大学長 様

幼児教育科 1 年
 学生番号 11XXXX 男・女
 氏名 岩短 花子 印

下記により、自家用車で通学いたしたく保護者同意書添付のうえ願ひ出ますので、ご許可 する
 ようお願いいたします。

押印の無いものは受け付けない

記

1 現住所
 〒 740 - 0032
 山口県岩国市尾津町 2丁目 24-18
 TEL 0827 - 31 - 8141 携帯電話 090 - 1111 - 2222

2 自動車通学を必要とする理由

この部分け学生が記入する

3 車種・ナンバー等

メーカー	ホンダ	車種	フィット	色	赤
------	-----	----	------	---	---

ナンバー	地名	分類番号	ひらがな	ナンバー	※ 分類番号およびナンバーの 数字は、右詰めで記入すること
	山口	5 5 0	あ	3 3 3	

4 免許証番号 **X X X X X X X X X X X X X**

5 通学期間 2019年 4月 20日 ~ 2020年 3月 31日
 (期限は、1年生は年度末まで、2年生は卒業式の日付までです)

6 クラス担当者所見

担任の所見が記入されたものを受け取ったら、学生委員以降に同覧する

7 通学路略図(裏面)

任意保険証のコピーを添付すること

通学路略図

(自宅から本学までの自動車通学路について記入)

パソコンで調べたものの印刷物を貼り付けても可

自家用車通学に関する留意事項

- ★ 自動車通学にあたっては、とくに下記事項に留意すること。違反した場合には、自動車通学の許可が取り消される。
- 1 道路交通法に定められた交通規則を遵守するとともに、交通安全には万全の注意を払うこと。
とくに高水学園敷地内では徐行運転に努め、歩行者や対向車等に気をつけること。
- 2 万一の事故に備え、自動車保険(任意)に必ず加入すること。
- 3 事故に遭遇したときには、道路交通法の規定にしたがって負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、直ちに警察官に連絡すること。あわせて、保護者と本学(クラス担当者)にも連絡すること。
- 4 自家用車で登校した場合、事務室に申し出ること。
- 5 他人を同乗させたり許可されている者以外に車を貸与しないこと。
- 6 許可された期間外に、自動車通学をしないこと。
- 7 所定された場所以外に駐車しないこと。
- 8 自家用車で登校は申請日のみになります。申請日以外の乗り入れは懲戒の対象となります。
- 9 駐車は中段に行ってください

誓約書・保証書

(自動車通学許可に関して)

年 月 日

岩国短期大学長 様

私 _____ (印)は、以下の事を遵守します。

- 1 道路交通法に定められた交通規則を遵守するとともに、交通安全には万全の注意を払うこと。
とくに高水学園敷地内では徐行運転に努め、歩行者や対向車等に気をつけること。
- 2 万一の事故に備え、自動車保険（任意）に必ず加入すること。
- 3 万一の事故に遭遇したときには、道路交通法の規定にしたがって負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、直ちに警察官に連絡すること。あわせて、保護者と本学（クラス顧問）にも連絡すること。
- 4 自家用車で登校した場合、事務室に申し出ること。
- 5 他人を同乗させたり許可されている者以外に車を貸与しないこと。
- 6 許可された期間外に、自動車通学をしないこと。
- 7 所定された場所以外に駐車しないこと。
- 8 自家用車で登校は申請日のみになります。申請日以外の乗り入れは懲戒の対象となります。
- 9 駐車は中段に行ってください。

上記について違反した場合は、自動車通学の許可を無効とされても結構です。

私は、上記の者が自動車通学許可期間中は、本誓約を守らせ、万一の事故の場合には保証人として一切の責任を負います。

年 月 日

保証人氏名 _____ (印)

本人との関係 _____

- ※ 学生および保証人の氏名欄には、必ずそれぞれが署名、押印して下さい。
- ※ 保証人とは、原則として入学時提出の宣誓書に記載された保証人を指します。